

金沢市感染症予防計画(案)について

資料 1 - 3

- 改正感染症法により、保健所設置市についても、新たに予防計画を策定することが義務付け
- 金沢市感染症予防計画(案)については、石川県予防計画(案)と整合をとって作成

金沢市感染症予防計画(案)の構成

第1 予防の推進の基本的な方向

- ・事前対応型の感染症対策の体制を構築
- ・専門家の関与によるPDCAサイクルに基づく感染症対策の推進

第2 発生の予防のための施策

- ・感染症発生動向調査等による感染症の発生及び動向の把握
- ・感染症の発生を予防するための関係機関との連携

第3 まん延の防止のための施策

- ・市民による予防及び適切な医療の提供を通じた社会全体の予防の推進
- ・積極的疫学調査による流行状況の把握及び感染源、経路の究明

第4 情報の収集及び調査

- ・デジタル化の推進及び情報の収集、分析や研究について、環境衛生試験所、新興感染症対応を行う感染症指定医療機関等と連携して実施

第5 病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上

- ・環境衛生試験所における検査体制の整備と検査能力の向上

第6 患者の移送のための体制の確保

- ・保健所と消防局との移送に関する連携
- ・発生した感染症の特性や患者の重症度等を考慮し、民間事業者等の活用も含めた移送体制の整備

第7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- ・自宅及び宿泊療養施設等における健康観察の体制整備
- ・生活支援について、県と連携を図りながら民間事業者の活用により実施
- ・宿泊施設の運営について、人員を派遣するなど県と連携
- ・施設内療養を想定し、平時から施設の感染予防指導体制を確保

第8 啓発及び知識の普及、患者等の人権の尊重

- ・発生動向の公表や正しい知識の普及
- ・感染者が差別を受けることがないように必要な施策を実施

第9 人材の養成及び資質の向上

- ・国や県の各種研修への職員の参加促進、市による研修会や訓練を実施

第10 保健所の体制の確保

- ・有事を想定した計画的な保健所の感染症対応体制の整備
- ・有事に保健所業務等を支援する人材について養成・確保

第11 緊急時における対応

- ・患者の発生予防・まん延防止が緊急に必要と認めるときは、国、県、関係団体等と連携し必要な措置を実施